

新 旧 対 照 表

(注)アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2編 居住者の納税義務</p> <p>第3編 非居住者及び法人の納税義務</p> <p>第4編 源泉徴収</p> <p>(廃 止)</p> <p style="padding-left: 2em;">(廃 止)</p> <p>第10条((障害者等の少額預金の利子所得の非課税))関係</p> <p style="padding-left: 2em;">(非課税貯蓄みなし廃止通知書等の書式)</p> <p>10-28 令第45条第5項に規定する書類(以下この項において「非課税貯蓄みなし廃止通知書」という。)及び非課税貯蓄者死亡通知書の標準的な様式は、それぞれ次の様式1及び様式2とする。</p>	<p style="text-align: center;">目 次</p> <p>第1編 総則</p> <p>第2編 居住者の納税義務</p> <p>第3編 非居住者及び法人の納税義務</p> <p>第4編 源泉徴収</p> <p>第5編 <u>雑則</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>法第232条((財産債務明細書の提出))関係</u></p> <p>第10条((障害者等の少額預金の利子所得の非課税))関係</p> <p style="padding-left: 2em;">(非課税貯蓄みなし廃止通知書等の書式)</p> <p>10-28 令第45条第5項に規定する書類(以下この項において「非課税貯蓄みなし廃止通知書」という。)及び非課税貯蓄者死亡通知書の標準的な様式は、それぞれ次の様式1及び様式2とする。</p>

[様式1]

非課税貯蓄みなし廃止通知書											
税務署長殿						平成 年 月 日					
貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所	在 地									
	名	称									
	営 業 所 番 号	個人番号又は 法人番号									
<p>下記の者につき所得税法施行令第45条第4項の規定により、非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされたので、同条第5項の規定により、この旨通知します。</p>											
郵便番号			個人番号								
フリガナ	住 所										
フリガナ			生年	平 成	昭 和	大 正	明 治	氏 名			
			月 日	年	年	月	日				
最高限度額	万円	種 別	1 預 貯 金		2 合 同 運 用 信 託						
			3 有 価 証 券		4 特 定 公 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託						
非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる日			年	1	1	日					
(摘要)											

(用紙 日本工業規格 A6)

[様式1]

非課税貯蓄みなし廃止通知書											
税務署長殿						平成 年 月 日					
貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所	在 地									
	名	称									
	営 業 所 番 号	個人番号又は 法人番号									
<p>下記の者につき所得税法施行令第45条第4項の規定により、非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされたので、同条第5項の規定により、この旨通知します。</p>											
郵便番号			個人番号								
フリガナ	住 所										
フリガナ			生年	平 成	昭 和	大 正	明 治	氏 名			
			月 日	年	年	月	日				
最高限度額	万円	種 別	1 預 貯 金		2 合 同 運 用 信 託						
			3 有 価 証 券		4 特 定 公 募 公 社 債 等 運 用 投 資 信 託						
非課税貯蓄廃止申告書の提出があったものとみなされる日			年	1	1	日					
(摘要)											

(用紙 日本工業規格 A6)

[様式2]

非課税貯蓄者死亡通知書

税務署長殿 平成 年 月 日

貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所在地										
	名称										
	営業所番号										

個人番号又は法人番号

下記の者が死亡しましたので、所得税法施行令第46条第2項の規定により、この旨通知します。

郵便番号										
フリガナ										
住所										
フリガナ										
氏名										
種別	1 預貯金	2 合同運用信託	最高 限度 額	1 預貯金	万円					
	3 有価証券	4 特定公募公社債等運用投資信託		2 合同運用信託						
				3 有価証券						
				4 特定公募公社債等運用投資信託						
死亡年月日	平成 年 月 日									
死亡届出書 受理日		平成 年 月 日								

(用紙 日本工業規格 A6)

法第11条((公共法人等及び公益信託等に係る非課税))関係

(非課税申告書の包括的記載及び継続的効力)

11-1 法第11条第3項に規定する申告書(以下11-4までにおいて「非課税申告書」という。)は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする利子、収益の分配又は剰余金の配当(以下11-2までにおいて「利子等」という。)につき、公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益権若しくは法第6条の3第4号((受託法人等に関するこの法律の適用))に規定する社債的受益権(以下11-2までにおいてこれらを「公社債等」という。)の債券又は受益権の異なるごと(振替公社債の場合には、その名称及び回号の異なるごと)に提出するものとする。

この場合において、一の金融機関等の営業所等(令第51条の3第2項((公社債等に係る有価証券の記録等))に規定する金融機関等の営業所等をいう。以下11-2までにおいて同じ。)を経由して支払を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の公社債等

[様式2]

非課税貯蓄者死亡通知書

税務署長殿 平成 年 月 日

貯蓄の 受入機 関の営 業所等	所在地										
	名称										
	営業所番号										

下記の者が死亡しましたので、所得税法施行令第46条第2項の規定により、この旨通知します。

郵便番号										
フリガナ										
住所										
フリガナ										
氏名										
種別	1 預貯金	2 合同運用信託	最高 限度 額	1 預貯金	万円					
	3 有価証券	4 特定公募公社債等運用投資信託		2 合同運用信託						
				3 有価証券						
				4 特定公募公社債等運用投資信託						
死亡年月日	平成 年 月 日									
死亡届出書 受理日		平成 年 月 日								

(用紙 日本工業規格 A6)

法第11条((公共法人等及び公益信託等に係る非課税))関係

(非課税申告書の包括的記載及び継続的効力)

11-1 法第11条第3項に規定する申告書(以下11-4までにおいて「非課税申告書」という。)は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする利子、収益の分配又は剰余金の配当(以下11-3までにおいて「利子等」という。)につき、公社債又は貸付信託、公社債投資信託若しくは公社債等運用投資信託の受益権若しくは法第6条の3第4号((受託法人等に関するこの法律の適用))に規定する社債的受益権(以下11-3までにおいてこれらを「公社債等」という。)の債券又は受益権の異なるごと(振替公社債の場合には、その名称及び回号の異なるごと)に提出するものとする。

この場合において、一の金融機関等の営業所等(令第51条の2第2項((公社債等に係る有価証券の記録等))に規定する金融機関等の営業所等をいう。以下11-2までにおいて同じ。)を経由して支払を受ける種別、名称及び回号を同一とする2以上の公社債等

の利子等につき非課税申告書を同時に提出するときは、これらの非課税申告書は、一の非課税申告書によることができる。

なお、非課税申告書の提出は当初の1回で足り、当該非課税申告書に係る公社債等につきその提出の時に以後にその収入すべき日が到来する利子等の全てについて法第11条第1項及び第2項の規定の適用があることに留意する。

(注) 金融機関等の営業所等の長は、非課税申告書の提出を受けて、法第11条第1項及び第2項の規定を適用する場合には、当該非課税申告書の異なるごとの各別に、当該非課税申告書に係る公社債等の異動状況及び利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該非課税申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。

(非課税申告書の効力)

11-2 令第51条の4第1項((公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出))に規定する公共法人等又は公益信託等の受託者(以下11-3までにおいて「公共法人等又は公益信託等の受託者」という。)が、11-1の取扱いによる非課税申告書を提出した後に金融機関等の営業所等に当該非課税申告書に係る利子等につき法第11条第1項及び第2項の規定の適用を受けることを取りやめる旨の申出を行った場合、又は公共法人等若しくは公益信託等の受託者が非課税申告書を提出した後に当該非課税申告書に係る公社債等につき振替口座簿への記載若しくは記録(以下11-3までにおいて「振替記載等」という。)の抹消又は保管の委託の取りやめを行った場合には、これらの非課税申告書は、その申出又は振替記載等の抹消若しくは保管の委託の取りやめがあった日以後に収入すべき日の到来する利子等につき効力を失う。

(振替記載等の期間の通算)

11-3 公共法人等又は公益信託等の受託者が自ら所有する貸付信託の受益権につき支払を受ける収益の分配で、当該支払を受ける収益の分配の計算期間のうちに、その収益の分配の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者以外の者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間(③)に掲げる者が保管の委託をしていた期間を除く。)がその収益の分配の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間と引き続いているときに限り、当該期間も令第51条第2号((貸付信託の受益権の収益の分配のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額))に規定する「振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。

の利子等につき非課税申告書を同時に提出するときは、これらの非課税申告書は、一の非課税申告書によることができる。

なお、非課税申告書の提出は当初の1回で足り、当該非課税申告書に係る公社債等につきその提出の時に以後にその収入すべき日が到来する利子等の全てについて法第11条第1項及び第2項の規定の適用があることに留意する。

(注) 金融機関等の営業所等の長は、非課税申告書の提出を受けて、法第11条第1項及び第2項の規定を適用する場合には、当該非課税申告書の異なるごとの各別に、当該非課税申告書に係る公社債等の異動状況及び利子等の支払状況等について帳簿を備え常時管理するものとし、当該非課税申告書の写しとともに、その帳簿の閉鎖の日の属する年の翌年から5年間保存しておくものとする。

(非課税申告書の効力)

11-2 令第51条の3第1項((公社債等の利子等に係る非課税申告書の提出))に規定する公共法人等又は公益信託等の受託者(以下11-3までにおいて「公共法人等又は公益信託等の受託者」という。)が、11-1の取扱いによる非課税申告書を提出した後に金融機関等の営業所等に当該非課税申告書に係る利子等につき法第11条第1項及び第2項の規定の適用を受けることを取りやめる旨の申出を行った場合、又は公共法人等若しくは公益信託等の受託者が非課税申告書を提出した後に当該非課税申告書に係る公社債等につき振替口座簿への記載若しくは記録(以下11-3までにおいて「振替記載等」という。)の抹消又は保管の委託の取りやめを行った場合には、これらの非課税申告書は、その申出又は振替記載等の抹消若しくは保管の委託の取りやめがあった日以後に収入すべき日の到来する利子等につき効力を失う。

(振替記載等の期間の通算)

11-3 公共法人等又は公益信託等の受託者が自ら所有する公社債等につき支払を受ける利子等で、当該支払を受ける利子等の計算期間のうちに、その利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者以外の者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間がある場合には、その者が次に掲げる者であり、当該期間(④)に掲げる者が保管の委託をしていた期間を除くものとし、措置法第8条第3項に規定する内国法人に係る期間にあっては、措置法令第3条の3第9項に規定する公社債の利子等の計算期間内の期間に限る。)がその利子等の支払を受ける公共法人等又は公益信託等の受託者が振替記載等を受け、又は保管の委託をした期間と引き続いているときに限り、当該期間も令第51条第2号((公社債等の利子等のうち公共法人等が引き続き所有していた期間の金額))に規定する「振替口座簿に記載若しくは記録を受け、又は保管の委託をしている期間」に含まれるものとする。

- (1) 公共法人等又は公益信託等の受託者
- (2) 国

(3) 措置法第8条第1項((金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収の不適用))に規定する金融機関

(4) 法第2条第1項第5号に規定する非居住者又は同項第7号に規定する外国法人で、租税条約の規定により所得税が免除されるその租税条約のわが国以外の締約国の居住者又は法人とされるもの(外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体の所有する機関を含み、貸付信託の受益権の収益の分配に係る所得税が免除されるものに限る。)

(5) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等

(非課税申告書等の税務署長への送付等)

11-4 令第51条の4第1項に規定する「公社債等の利子等の支払をする者」が非課税申告書を受理した場合には、その受理した日の属する月の翌月10日までに、当該申告書を同項に規定する所轄税務署長に送付するものとする。

法第24条((配当所得))関係

(株式等の譲渡による所得がある場合の負債の利子)

24-6 その年において措置法第37条の10第1項又は第37条の11第1項の規定の適用を受ける所得(以下24-6の2までにおいて「株式等に係る譲渡所得等」という。)又は法第22条((課税標準))若しくは第165条((総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算))の規定の適用を受ける株式等の譲渡による所得で事業所得又は雑所得に該当するもの(以下24-6の2までにおいて「総合課税の株式等に係る事業所得等」という。)を有する者が負債により取得した株式等を有する場合において、当該負債をこれらの所得の基因となった株式等を取得するために要したものとその他のものとに明確に区分することが困難なときは、次の算式により計算した金額を配当所得の金額の計算上控除すべき負債の利子の額とすることができるものとする。

- (1) 公共法人等又は公益信託等の受託者
- (2) 国

(3) 措置法第5条の2第1項又は第5条の3第1項の規定により、振替国債、振替地方債又は特定振替社債等の利子等に係る所得税が非課税とされている非居住者又は外国法人(措置法第5条の2第1項又は第5条の3第1項の適用を受ける振替国債、振替地方債又は特定振替社債等の振替記載等を受けていた所有期間を通算する場合に限る。)

(4) 措置法第8条第1項((金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用))に規定する金融機関、同条第2項に規定する金融商品取引業者等又は同条第3項に規定する内国法人

(5) 法第2条第1項第5号に規定する非居住者又は同項第7号に規定する外国法人で、租税条約の規定により所得税が免除されるその租税条約のわが国以外の締約国の居住者又は法人とされるもの(外国政府、外国中央銀行、外国の地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体の所有する機関を含み、公社債の利子に係る所得税が免除されるものに限る。)

(6) アジア開発銀行又は国際復興開発銀行などその設立に関する協定によりわが国の租税が免除されている国際機関等

(非課税申告書等の税務署長への送付等)

11-4 令第51条の3第1項に規定する「公社債等の利子等の支払をする者」が非課税申告書を受理した場合には、その受理した日の属する月の翌月10日までに、当該申告書を同項に規定する所轄税務署長に送付するものとする。

法第24条((配当所得))関係

(株式等の譲渡による所得がある場合の負債の利子)

24-6 その年において措置法第37条の10第1項の規定の適用を受ける所得(以下24-6の2までにおいて「株式等に係る譲渡所得等」という。)又は法第22条((課税標準))若しくは第165条((総合課税に係る所得税の課税標準、税額等の計算))の規定の適用を受ける株式等の譲渡による所得で事業所得又は雑所得に該当するもの(以下24-6の2までにおいて「総合課税の株式等に係る事業所得等」という。)を有する者が負債により取得した株式等を有する場合において、当該負債をこれらの所得の基因となった株式等を取得するために要したものとその他のものとに明確に区分することが困難なときは、次の算式により計算した金額を配当所得の金額の計算上控除すべき負債の利子の額とすることができるものとする。

$$\begin{array}{l} \text{株式等を取
得するた
めに要
した負債
の利子の
総額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{配当所得の} \\ \text{収入金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{その利子の額を差し引く前の株式等に
係る譲渡所得等の金額及び総合課税の株式
等に係る事業所得等の金額} \end{array}}{\text{配当所得の収入金額} + \text{その利子の額を差し引く前の株式等に
係る譲渡所得等の金額及び総合課税の株式
等に係る事業所得等の金額}}$$

(負債の利子につき月数あん分を行う場合)

24-10 令第59条第1項((配当所得の金額の計算上控除する負債の利子))の規定による負債の利子の月数あん分は、株式等を年の中途において取得し又は譲渡した場合で、当該株式等に係る負債の利子はその年1月1日から12月31日までの期間について計算されたものであるときに限り行うことに留意する。

法第35条((雑所得))関係

(雑所得の例示)

35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、雑所得に該当する。

- (1) 法人の役員等の勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの
- (2) いわゆる学校債、組合債等の利子
- (3) 定期積金に係る契約又は銀行法第2条第4項((定義等))の契約に基づくいわゆる給付補填金
- (4) 通則法第58条第1項((還付加算金))又は地方税法第17条の4第1項((還付加算金))に規定する還付加算金
- (5) 土地収用法第90条の3第1項第3号((加算金の裁決))に規定する加算金及び同法第90条の4((過怠金の裁決))に規定する過怠金
- (6) 人格のない社団等の構成員がその構成員たる資格において当該人格のない社団等から受ける収益の分配金(いわゆる清算分配金及び脱退により受ける持分の払戻金を除く。)
- (7) 法人の株主等がその株主等である地位に基づき当該法人から受ける経済的な利益で、24-2により配当所得とされないもの
- (8) 令第183条第1項((生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等))、令第184条第1項((損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等))、令第185条((相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算))及び令第186条((相続等に係る損害保険契約等に

$$\begin{array}{l} \text{株式等を取
得するた
めに要
した負債
の利子の
総額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{配当所得の} \\ \text{収入金額} \end{array} + \begin{array}{l} \text{その利子の額を差し引く前の株式等に
係る譲渡所得等の金額及び総合課税の株式
等に係る事業所得等の金額} \end{array}}{\text{配当所得の収入金額} + \text{その利子の額を差し引く前の株式等に
係る譲渡所得等の金額及び総合課税の株式
等に係る事業所得等の金額}}$$

(負債の利子につき月数あん分を行う場合)

24-10 令第58条第1項((配当所得の金額の計算上控除する負債の利子))の規定による負債の利子の月数あん分は、株式等を年の中途において取得し又は譲渡した場合で、当該株式等に係る負債の利子はその年1月1日から12月31日までの期間について計算されたものであるときに限り行うことに留意する。

法第35条((雑所得))関係

(雑所得の例示)

35-1 次に掲げるようなものに係る所得は、雑所得に該当する。

- (1) 法人の役員等の勤務先預け金の利子で利子所得とされないもの
- (2) いわゆる学校債、組合債等の利子
- (3) 公社債の償還差益又は発行差益
- (4) 定期積金に係る契約又は銀行法第2条第4項((定義等))の契約に基づくいわゆる給付補填金
- (5) 通則法第58条第1項((還付加算金))又は地方税法第17条の4第1項((還付加算金))に規定する還付加算金
- (6) 土地収用法第90条の3第1項第3号((加算金の裁決))に規定する加算金及び同法第90条の4((過怠金の裁決))に規定する過怠金
- (7) 人格のない社団等の構成員がその構成員たる資格において当該人格のない社団等から受ける収益の分配金(いわゆる清算分配金及び脱退により受ける持分の払戻金を除く。)
- (8) 法人の株主等がその株主等である地位に基づき当該法人から受ける経済的な利益で、24-2により配当所得とされないもの
- (9) 令第183条第1項((生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等))、令第184条第1項((損害保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算上控除する保険料等))、令第185条((相続等に係る生命保険契約等に基づく年金に係る雑所得の金額の計算))及び令第186条((相続等に係る損害保険契約等に

基づく年金に係る雑所得の金額の計算))の規定の適用を受ける年金

- (9) 役務の提供の対価が給与等とされる者が支払を受ける法第204条第1項第7号((源泉徴収義務))に掲げる契約金
- (10) 就職に伴う転居のための旅行の費用として支払を受ける金銭等のうち、その旅行に通常必要であると認められる範囲を超えるもの
- (11) 役員又は使用人が自己の職務に関連して使用者の取引先等からの贈与等により取得する金品

法第36条((収入金額))関係

(配当所得の収入金額の収入すべき時期)

36-4 配当所得の収入金額の収入すべき時期は、法第36条第3項に規定するものを除き、それぞれ次に掲げる日によるものとする。

- (1) 法第24条第1項((配当所得))に規定する剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配、金銭の分配又は基金利息(以下この項において「剰余金の配当等」という。)については、当該剰余金の配当等について定めたその効力を生ずる日。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該剰余金の配当等を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日。また、資産の流動化に関する法律第115条第1項((中間配当))の規定による金銭の分配に係る取締役の決定において、特にその決定の効力発生日(同項に規定する一定の日から3か月内に到来する日に限る。)を定めた場合には、当該効力発生日
- (2) 法第13条第3項に規定する投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は解約(一部の解約を含む。)によるものについてはその終了又は解約の日
- (3) 法第25条((配当等とみなす金額))の規定により配当等とみなされる金額については、それぞれ次に掲げる日
- イ 同条第1項第1号に掲げる合併によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日。ただし、新設合併の場合は、新設合併設立会社の設立登記の日。
- なお、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日
- ロ 同条第1項第2号に掲げる分割型分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日。ただし、新設分割の場合は、新設分割設立会社の設立登記の日。
- なお、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

づく年金に係る雑所得の金額の計算))の規定の適用を受ける年金

- (10) 役務の提供の対価が給与等とされる者が支払を受ける法第204条第1項第7号((源泉徴収義務))に掲げる契約金
- (11) 就職に伴う転居のための旅行の費用として支払を受ける金銭等のうち、その旅行に通常必要であると認められる範囲を超えるもの
- (12) 役員又は使用人が自己の職務に関連して使用者の取引先等からの贈与等により取得する金品

法第36条((収入金額))関係

(配当所得の収入金額の収入すべき時期)

36-4 配当所得の収入金額の収入すべき時期は、法第36条第3項に規定するものを除き、それぞれ次に掲げる日によるものとする。

- (1) 剰余金の配当、利益の配当、剰余金の分配又は基金利息(以下この項において「剰余金の配当等」という。)については、当該剰余金の配当等について定めたその効力を生ずる日。ただし、その効力を生ずる日を定めていない場合には、当該剰余金の配当等を行う法人の社員総会その他正当な権限を有する機関の決議があった日。また、資産の流動化に関する法律第115条第1項((中間配当))の規定による金銭の分配に係る取締役の決定において、特にその決定の効力発生日(同項に規定する一定の日から3か月内に到来する日に限る。)を定めた場合には、当該効力発生日
- (2) 法第13条第3項に規定する投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除く。)の収益の分配のうち、信託期間中のものについては収益計算期間の満了の日、信託の終了又は解約(一部の解約を含む。)によるものについてはその終了又は解約の日
- (3) 法第25条((配当等とみなす金額))の規定により配当等とみなされる金額については、それぞれ次に掲げる日
- イ 同条第1項第1号に掲げる合併によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日。ただし、新設合併の場合は、新設合併設立会社の設立登記の日。
- なお、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日
- ロ 同条第1項第2号に掲げる分割型分割によるものについては、その契約において定めたその効力を生ずる日。ただし、新設分割の場合は、新設分割設立会社の設立登記の日。
- なお、これらの日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

ハ 同条第1項第3号に掲げる資本の払戻しによるものについては、資本の払戻しに係る剰余金の配当又は法第24条第1項に規定する出資等減少分配がその効力を生ずる日

ニ 法第25条第1項第3号に掲げる解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日

ホ 同条第1項第4号に掲げる自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日

ヘ 同条第1項第5号に掲げる出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させることによるものについては、これらの事実があった日

ト 同条第1項第6号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日。ただし、効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

(4) いわゆる認定配当とされるもので、その支払をすべき日があらかじめ定められているものについてはその定められた日、その日が定められていないものについては現実にその交付を受けた日（その日が明らかでない場合には、その交付が行われたと認められる事業年度の終了の日）

法第36条及び第37条（収入金額及び必要経費）共通関係

〔信用取引に係る所得計算〕

（信用取引に係る配当落調整額等）

36・37共-23 信用取引に関し、株式の買付けを行った者が証券会社から支払を受けるべき次に掲げる金額は、当該買付けに係る株式の取得価額から控除するものとし、株式の売付けを行った者が証券会社に対し支払うべき次に掲げる金額は、当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額から控除するものとする。

(1) 配当落調整額（信用取引に係る株式につき配当が付与された場合において、証券会社が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいう。）に相当する金額

(2) 権利処理価額（信用取引に係る株式につき株式分割、株式無償割当て及び会社分割による株式を受ける権利、新株予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第17項（定義））に規定する新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）

ハ 同条第1項第3号に掲げる資本の払戻しによるものについては、資本の払戻しに係る剰余金の配当がその効力を生ずる日

ニ 同条第1項第3号に掲げる解散による残余財産の分配によるものについては、その分配開始の日。ただし、その分配が数回に分割して行われる場合には、それぞれの分配開始の日

ホ 同条第1項第4号に掲げる自己の株式又は出資の取得によるものについては、その法人の取得の日

ヘ 同条第1項第5号に掲げる出資の消却、出資の払戻し、社員その他の出資者の退社若しくは脱退による持分の払戻し又は株式若しくは出資を法人が取得することなく消滅させることによるものについては、これらの事実があった日

ト 同条第1項第6号に掲げる組織変更によるものについては、組織変更計画において定めたその効力を生ずる日。ただし、効力を生ずる日前に金銭等が交付される場合には、その交付の日

(4) いわゆる認定配当とされるもので、その支払をすべき日があらかじめ定められているものについてはその定められた日、その日が定められていないものについては現実にその交付を受けた日（その日が明らかでない場合には、その交付が行われたと認められる事業年度の終了の日）

法第36条及び第37条（収入金額及び必要経費）共通関係

〔信用取引に係る所得計算〕

（信用取引に係る配当落調整額等）

36・37共-23 信用取引に関し、株式の買付けを行った者が証券会社から支払を受けるべき次に掲げる金額は、当該買付けに係る株式の取得価額から控除するものとし、株式の売付けを行った者が証券会社に対し支払うべき次に掲げる金額は、当該売付けに係る株式の譲渡による収入金額から控除するものとする。

(1) 配当落調整額（信用取引に係る株式につき配当が付与された場合において、証券会社が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該配当に相当する金銭の額をいう。）に相当する金額

(2) 権利処理価額（信用取引に係る株式につき株式分割、株式無償割当て及び会社分割による株式を受ける権利、新株予約権又は新株予約権の割当てを受ける権利が付与された場合において、証券会社が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行っ

又は新株予約権の割当てを受ける権利が付与された場合において、証券会社が売付けを行った者から徴収し又は買付けを行った者に支払う当該引受権に相当する金銭の額をいう。)に相当する金額

法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係

[附帯税 (第2号関係)]

(必要経費に算入される利子税の計算の基礎となる各種所得の金額)

45-4 令第97条第1項第1号((必要経費に算入される利子税の計算))に規定する各種所得の金額並びに同項第3号及び第4号に規定する事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とは、いわゆる黒字の金額をいい、また、当該各種所得の金額のうち長期保有資産(法第33条第3項第2号((譲渡所得))に掲げる所得の基因となる資産をいう。)に係る譲渡所得の金額又は一時所得の金額については、それぞれ法第33条第3項又は第34条第2項((一時所得))に規定する「特別控除額を控除した金額」の2分の1に相当する金額をいうものとする。

[損害賠償金等 (第7号関係)]

(重大な過失があったかどうかの判定)

45-8 令第98条((必要経費に算入されない損害賠償金の範囲))に規定する重大な過失があったかどうかは、その者の職業、地位、加害当時の周囲の状況、侵害した権利の内容及び取締法規の有無等の具体的な事情を考慮して、その者が払うべきであった注意義務の程度を判定し、不注意の程度が著しいかどうかにより判定するものとし、次に掲げるような場合には、特別な事情がない限り、それぞれの行為者に重大な過失があったものとする。

- (1) 自動車等の運転者が無免許運転、高速度運転、酔払運転、信号無視その他道路交通法第4章第1節((運転者の義務))に定める義務に著しく違反すること又は雇用者が超過積載の指示、整備不良車両の運転の指示その他同章第3節((使用者の義務))に定める義務に著しく違反することにより他人の権利を侵害した場合
- (2) 劇薬又は爆発物等を他の薬品又は物品と誤認して販売したことにより他人の権利を侵害した場合

法第52条((貸倒引当金))関係

た者に支払う当該引受権に相当する金銭の額をいう。)に相当する金額

法第45条((家事関連費等の必要経費不算入等))関係

[附帯税 (第3号関係)]

(必要経費に算入される利子税の計算の基礎となる各種所得の金額)

45-4 令第97条第1項第1号((必要経費に算入される利子税の計算))に規定する各種所得の金額とは、いわゆる黒字の金額をいい、また、長期保有資産(法第33条第3項第2号((譲渡所得))に掲げる所得の基因となる資産をいう。)に係る譲渡所得の金額又は一時所得の金額については、それぞれ同項又は第34条第2項((一時所得))に規定する「特別控除額を控除した金額」の2分の1に相当する金額をいうものとする。

[損害賠償金等 (第7号関係)]

(重大な過失があったかどうかの判定)

45-8 令第98条の2((必要経費に算入されない損害賠償金の範囲))に規定する重大な過失があったかどうかは、その者の職業、地位、加害当時の周囲の状況、侵害した権利の内容及び取締法規の有無等の具体的な事情を考慮して、その者が払うべきであった注意義務の程度を判定し、不注意の程度が著しいかどうかにより判定するものとし、次に掲げるような場合には、特別な事情がない限り、それぞれの行為者に重大な過失があったものとする。

- (1) 自動車等の運転者が無免許運転、高速度運転、酔払運転、信号無視その他道路交通法第4章第1節((運転者の義務))に定める義務に著しく違反すること又は雇用者が超過積載の指示、整備不良車両の運転の指示その他同章第3節((使用者の義務))に定める義務に著しく違反することにより他人の権利を侵害した場合
- (2) 劇薬又は爆発物等を他の薬品又は物品と誤認して販売したことにより他人の権利を侵害した場合

法第52条((貸倒引当金))関係

〔一括評価による繰入れ（第2項関係）〕

（実質的に債権とみられないものの簡便計算を適用できる場合）

52-18の2 令第145条第2項の規定は、平成27年及び平成28年の各年分の所得税につき青色申告書の提出の承認を受けていたかどうか、又は貸倒引当金勘定を設けていたかどうかに関係なく適用があることに留意する。

法第72条（雑損控除）関係

（大規模な災害の意義）

72-6 令第206条第1項第2号に規定する「大規模な災害」とは、同号イからハマまでに掲げる支出その他これらに類する支出が1年を超えて支出されると認められる災害をいうのであるが、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第2条第1号（定義）に規定する「特定大規模災害」は、同項第2号に規定する「大規模な災害」に該当することに留意する。

（注）この取扱いは、令第203条第2号（被災事業用資産の損失に含まれる支出）に規定する「大規模な災害」についても同様であることに留意する。

（保険金等及び災害等関連支出の範囲等）

72-7

（損失の生じた資産の取得費）

72-8

法第120条（確定所得申告）関係

（学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が国外居住親族に該当するかどうかの判定）

120-6 学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が、法第120条第3項第2号（確定所得申告）に規定する非居住者である親族に該当するかどうかについては、3-2（学術、技芸を習得する者の住所の判定）により判定することに留意する。

（2以上の書類により居住者の親族に該当する旨が証明される場合の親族関係書類）

120-7 規則第47条の2第4項（確定所得申告書に添付すべき書類等）に規定する書類

〔一括評価による繰入れ（第2項関係）〕

（実質的に債権とみられないものの簡便計算を適用できる場合）

52-18の2 令第145条第2項の規定は、平成10年及び平成11年の各年分の所得税につき青色申告書の提出の承認を受けていたかどうか、又は貸倒引当金勘定を設けていたかどうかに関係なく適用があることに留意する。

法第72条（雑損控除）関係

（新 設）

（保険金等及び災害等関連支出の範囲等）

72-6

（損失の生じた資産の取得費）

72-7

法第120条（確定所得申告）関係

（新 設）

（新 設）

(以下この項において「親族関係書類」という。)について、国若しくは地方公共団体又は外国政府若しくは外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により令第262条第2項第1号イからハまで((確定申告書に関する書類の提出又は提示))に掲げる者(以下120-9までにおいて「国外居住親族」という。)が確定申告書を提出する居住者の親族に該当する旨が証明される場合における当該2以上の書類は、親族関係書類に該当することに留意する。

(注) 規則第47条の2第4項第2号に掲げる書類について、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した2以上の書類により国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所が明らかとなる場合における当該2以上の書類は、同号に掲げる書類に該当することに留意する。

(送金関係書類の範囲)

120-8 規則第47条の2第5項各号に掲げる書類(以下120-9までにおいて「送金関係書類」という。)は、同項の居住者がその年において国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、必要の都度、各人別に行ったことを明らかにするものであるから、居住者が一の国外居住親族に対して他の国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を行った場合における当該支払に係る送金関係書類については、他の国外居住親族に係る送金関係書類には該当しないことに留意する。

(新 設)

(その年に3回以上の支払を行った居住者の送金関係書類の提出又は提示)

120-9 居住者が国外居住親族の生活費又は教育費に充てるための支払を、その年に同一の国外居住親族に3回以上行った場合の送金関係書類の提出又は提示については、その年の全ての送金関係書類の提出又は提示に代えて、次に掲げる事項を記載した明細書の提出及び各国外居住親族のその年の最初と最後の支払に係る送金関係書類の提出又は提示として差し支えない。

(新 設)

この場合において、居住者は提出又は提示しなかった送金関係書類を保管するものとし、税務署長は必要があると認める場合には当該送金関係書類を提出又は提示させることができるものとする。

- (1) 居住者の氏名及び住所
- (2) 支払を受けた国外居住親族の氏名
- (3) 支払日
- (4) 支払方法(規則第47条の2第5項第1号又は第2号の支払方法の別)
- (5) 支払額

(注) 支払日とは、次に掲げる書類の区分に応じ、それぞれ次に定める日をいう。

- (1) 規則第47条の2第5項第1号に掲げる書類 居住者が国外居住親族に生活費

又は教育費に充てるための金銭を送金した日

(2) 規則第 47 条の 2 第 5 項第 2 号に掲げる書類 国外居住親族が同号に規定する特定の販売業者又は特定の役務提供事業者同号に規定するクレジットカード等を提示又は通知をした日

法第164条((非居住者に対する課税の方法))関係

(非居住者に対する課税関係の概要)

164-1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。

なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。

法第164条((非居住者に対する課税の方法))関係

(非居住者に対する課税関係の概要)

164-1 非居住者に対する課税関係の概要は、表5のとおりである。

なお、この表は、法に規定する課税関係の概要であるから、租税条約にはこれと異なる定めのあるものがあることに留意する。

【表5】 非居住者に対する課税関係の概要

非居住者の区分 (法164①) 所得の種類 (法161)	国内に恒久的施設を有する者		国内に恒久的施設を有しない者 (法164④)	源泉徴収 (法212①、213①)		
	支店その他事業を行う一定の場所を有する者 (法164①一)	1年を超える建設作業等を行い又は一定の要件を備える代理人等を有する者 (法164①二、三)				
事業の所得 (法161一)	【 総合課税 】 (注 1、2、3)		【非課税】	無		
資産の所得 (〃 一)			【総合課税】 (注 2、3、4、5)	無 (注1、2、3、4)		
その他の国内源泉所得 (〃 一)	(法164①一)	(法164①二、三)	(法164④)	無		
組合契約事業利益の配分 (〃 一の二)			【非課税】	20%		
土地等の譲渡対価 (〃 一の三)	【源泉徴収の上総合課税】			10%		
人的役務の提供事業の対価 (〃 二)				20% (注6)		
不動産の賃貸料等 (〃 三)	(法164①一)	(法164①二、三)	(法164④)	20%		
利子等 (〃 四)				15%		
配当等 (〃 五)	【源泉徴収の上総合課税】 (注 7、8、9、10、11、12)	【源泉分離課税】 (注 12)		20% (注9、10、11)		
貸付金利子 (〃 六)				20%		
使用料等 (〃 七)				20%		
給与その他の人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等 (〃 八)	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">国内事業に帰せられるもの</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">国内事業に帰せられないもの</td> </tr> </table>		国内事業に帰せられるもの	国内事業に帰せられないもの		20%
国内事業に帰せられるもの	国内事業に帰せられないもの					
事業の広告宣伝のための賞金 (〃 九)				20%		
生命保険契約に基づく年金等 (〃 十)				20%		
定期積金の給付補填金等 (〃 十一)				15%		
匿名組合契約等に基づく利益の配分 (〃 十二)	(法164①一)	(法164①二、三)	(法164②一)	(法164②二)		

(注) 1 措置法第37条の10又は第37条の11の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う一般株式等の譲渡による所得又は上場株式等の譲渡による所得については、15%の税率で申告分離課税が適用される。

なお、平成20年改正前の旧措置法第37条の11の規定により、平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間の上場株式等の譲渡による所得については7%の軽減税率が適用される。また、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間の上

【表5】 非居住者に対する課税関係の概要

非居住者の区分 (法164①) 所得の種類 (法161)	国内に恒久的施設を有する者		国内に恒久的施設を有しない者 (法164④)	源泉徴収 (法212①、213①)		
	支店その他事業を行う一定の場所を有する者 (法164①一)	1年を超える建設作業等を行い又は一定の要件を備える代理人等を有する者 (法164①二、三)				
事業の所得 (法161一)	【 総合課税 】 (注 1、2、3)		【非課税】	無		
資産の所得 (〃 一)			【総合課税】 (注 2、3、4、5)	無 (注1、2、3、4)		
その他の国内源泉所得 (〃 一)	(法164①一)	(法164①二、三)	(法164④)	無		
組合契約事業利益の配分 (〃 一の二)			【非課税】	20%		
土地等の譲渡対価 (〃 一の三)	【源泉徴収の上総合課税】			10%		
人的役務の提供事業の対価 (〃 二)				20% (注6)		
不動産の賃貸料等 (〃 三)	(法164①一)	(法164①二、三)	(法164④)	20%		
利子等 (〃 四)				15%		
配当等 (〃 五)	【源泉徴収の上総合課税】 (注 7、8、9、10、11)	【源泉分離課税】 (注 11)		20% (注8、9、10)		
貸付金利子 (〃 六)				20%		
使用料等 (〃 七)				20%		
給与その他の人的役務の提供に対する報酬、公的年金等、退職手当等 (〃 八)	<table border="0"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">国内事業に帰せられるもの</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px;">国内事業に帰せられないもの</td> </tr> </table>		国内事業に帰せられるもの	国内事業に帰せられないもの		20%
国内事業に帰せられるもの	国内事業に帰せられないもの					
事業の広告宣伝のための賞金 (〃 九)				20%		
生命保険契約に基づく年金等 (〃 十)				20%		
定期積金の給付補てん金等 (〃 十一)				15%		
匿名組合契約等に基づく利益の配分 (〃 十二)	(法164①一)	(法164①二、三)	(法164②一)	(法164②二)		

(注) 1 措置法第37条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が行う株式等の譲渡による所得については、15%の税率で申告分離課税が適用される。

なお、平成20年改正前の旧措置法第37条の11の規定により、平成15年1月1日から平成20年12月31日までの間の上場株式等の譲渡による所得については7%の軽減税率が適用される。また、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間の上場株式等の譲渡による所得については、平成20年改正法附則第43条の規定により、

株株式等の譲渡による所得については、平成20年改正法附則第43条の規定により、7%の軽減税率が適用される。

2 措置法第41条の9の規定により懸賞金付預貯金等の懸賞金等については、15%の税率で源泉分離課税が適用される。

3 措置法第41条の12の規定により同条に規定する一定の割引債の償還差益については、18%（一部のものは16%）の税率で源泉分離課税が適用される。

また、措置法第41条の12の2の規定により同条に規定する一定の割引債の償還金に係る差益金額については、15%の税率で申告分離課税が適用される。

4 資産の所得のうち資産の譲渡による所得については、不動産の譲渡による所得及び令第291条第1項第1号から第6号までに掲げるもののみ課税される。

5 措置法第37条の12の規定により国内に恒久的施設を有しない者が行う一般株式等の譲渡による所得又は上場株式等の譲渡による所得については、15%の税率で申告分離課税が適用される。

6 措置法第41条の22の規定により特定の免税芸能法人等が得る対価については、15%の税率が適用される。

7 措置法第3条及び第41条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る利子等（四号所得）（措置法第3条第1項に規定する一般利子等に該当するものに限る。）及び定期積立の給付補填金等（十一号所得）については、15%の税率で源泉分離課税が適用される。

8 措置法第8条の4の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る同条第1項に規定する利子等で同項各号に掲げるものについては、15%の税率で申告分離課税が適用される。

また、措置法第8条の5の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る同条第1項に規定する利子等で同項各号に掲げるものについては、いわゆる確定申告不要制度の適用が認められる。

9 措置法第8条の2の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等（五号所得）のうち私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等については、15%の税率による源泉分離課税が適用される。

10 平成20年改正前の旧措置法第9条の3の規定により上場株式等に係る配当等（当該配当等の支払に係る基準日において当該配当を支払う内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上（平成23年10月1日前に支払を受けるべき配当等については5%以上）に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人がその内国法人から支払を受けるものを除く。）、公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等及び特定投資法人の投資口の配当等については、平成15年4月1日から同年12月31日までの間は10%、

7%の軽減税率が適用される。

2 措置法第41条の9の規定により懸賞金付預貯金等の懸賞金等については、15%の税率で源泉分離課税が適用される。

3 措置法第41条の12の規定により割引債（特定短期公社債等一定のものを除く。）の償還差益については、18%（一部のものは16%）の税率で源泉分離課税が適用される。

4 資産の所得のうち資産の譲渡による所得については、不動産の譲渡による所得及び令第291条第1項第1号から第6号までに掲げるもののみ課税される。

5 措置法第37条の12の規定により国内に恒久的施設を有しない者が行う株式等の譲渡による所得については、15%の税率で申告分離課税が適用される。

6 措置法第42条の規定により特定の免税芸能法人等が得る対価については、15%の税率が適用される。

7 措置法第3条及び第41条の10の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る利子等（四号所得）及び定期積立の給付補てん金等（十一号所得）については、15%の税率で源泉分離課税が適用される。

8 措置法第8条の2の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等（五号所得）のうち私募公社債等運用投資信託等の収益の分配に係る配当等については、15%の税率による源泉分離課税が適用される。

9 平成20年改正前の旧措置法第9条の3の規定により上場株式等に係る配当等（当該配当等の支払に係る基準日において当該配当を支払う内国法人の発行済株式又は出資の総数又は総額の3%以上（平成23年10月1日前に支払を受けるべき配当等については5%以上）に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人がその内国法人から支払を受けるものを除く。）、公募証券投資信託（公社債投資信託及び特定株式投資信託を除く。）の収益の分配に係る配当等及び特定投資法人の投資口の配当等については、平成15年4月1日から同年12月31日までの間は10%、

平成16年1月1日から平成20年12月31日までの間は7%の軽減税率が適用され、平成21年1月1日以後は措置法第9条の3の規定により15%の税率が適用される。

なお、上記の配当等のうち、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に受けるものについては、平成20年改正法附則第33条の規定により7%の軽減税率が適用される。

11 措置法第8条の4の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る同条第1項に規定する配当等で同項各号に掲げるものについては、15%の税率で申告分離課税を適用することができる。

また、措置法第8条の5の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る同条第1項に規定する配当等で同項各号に掲げるものについては、いわゆる確定申告不要制度の適用が認められる。

12 措置法第9条の6の規定により外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配については、内国法人から受ける剰余金の配当とみなされる。

13 法第5条、第6条の2、第6条の3及び第7条の規定により、法人課税信託の受託者は、その信託財産に帰せられる所得についてその信託された営業所（国内又は国外の別）に応じ、内国法人又は外国法人として所得税が課される。

14 措置法第41条の21の規定により、投資組合契約を締結している外国組員で当該投資組合契約に基づいて行う事業につき国内に恒久的施設を有する者のうち一定の要件を満たすものについては、特例適用申告書を提出することにより国内に恒久的施設を有しないものとみなされる。

法第190条((年末調整))関係

(送金関係書類の提出又は提示が年末調整後であった場合の再調整)

190-7 法第190条第2号の規定により同号に規定する税額の計算をする場合において、法第194条第6項((給与所得者の扶養控除等申告書))に規定する書類又は法第195条の2第2項((給与所得者の配偶者特別控除申告書))に規定する書類が、その年最後に給与等を支払った時後その年分の給与所得の源泉徴収票が作成される時までに提出又は提示がされたときは、190-5に準じた再計算を行って差し支えない。

法第194条から第198条まで((給与所得者の源泉徴収に関する申告))共通関係

(確定申告に係る取扱いの準用)

194~198 共-3 学術、技芸の習得のため国外に居住することとなった親族が、給与所得

平成16年1月1日から平成20年12月31日までの間は7%の軽減税率が適用され、平成21年1月1日以後は措置法第9条の3の規定により15%の税率が適用される。

なお、上記の配当等のうち、平成21年1月1日から平成25年12月31日までの間に受けるものについては、平成20年改正法附則第33条の規定により7%の軽減税率が適用される。

10 措置法第8条の5の規定により国内に恒久的施設を有する者が得る配当等(源泉分離課税が適用されるものを除く。)については、確定申告による総合課税又は申告分離課税(平成21年分以後)を受ける必要のないいわゆる配当所得の確定申告不要制度の適用が認められる。

11 措置法第9条の6の規定により外国特定目的信託の利益の分配及び外国特定投資信託の収益の分配については、内国法人から受ける剰余金の配当とみなされる。

12 法第5条、第6条の2、第6条の3及び第7条の規定により、法人課税信託の受託者は、その信託財産に帰せられる所得についてその信託された営業所（国内又は国外の別）に応じ、内国法人又は外国法人として所得税が課される。

13 措置法第41条の21の規定により、投資組合契約を締結している外国組員で当該投資組合契約に基づいて行う事業につき国内に恒久的施設を有する者のうち一定の要件を満たすものについては、特例適用申告書を提出することにより国内に恒久的施設を有しないものとみなされる。

法第190条((年末調整))関係

(新 設)

法第194条から第198条まで((給与所得者の源泉徴収に関する申告))共通関係

(新 設)

者の扶養控除等申告書、従たる給与についての扶養控除等申告書又は給与所得者の配偶者特別控除申告書に非居住者である旨を記載すべき親族（給与所得者の配偶者特別控除申告書にあっては非居住者である配偶者）に該当するかどうかの判定については、120-6の取扱いに準じ、法第194条第4項、同条第6項、第195条第4項又は第195条の2第2項の規定により提出又は提示しなければならない書類の取扱いについては、120-7から120-9までの取扱いに準ずる。

法第194条（（給与所得者の扶養控除等申告書）及び第195条（（従たる給与についての扶養控除等申告書））関係

（給与所得者の扶養控除等申告書等の期限後提出）

194・195-1 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書が所定の期日後に提出された場合には、その提出後最初に支払う給与等から、これらの申告書に記載されたところにより徴収税額を計算する。

（注） これらの申告書に法第194条第1項第7号又は第195条第1項第4号に規定する非居住者である親族の記載がある場合において、法第194条第4項又は第195条第4項に規定する書類の提出又は提示が所定の期日後にされたときは、上記に準じて徴収税額を計算する。

法第203条の5（（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書））関係

（給与所得者の扶養控除等申告書に係る取扱いの準用）

203の5-1 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下この項において「申告書」という。）の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置、申告書の記載事項に誤りがあったことによる徴収不足税額の強制徴収、確定所得申告に係る取扱いの準用、申告書の期限後提出、申告書に記載する扶養親族等の判定については、194～198 共-1 から194～198 共-3 まで、194・195-1 及び194・195-3 の取扱いに準ずる。

法第204条（（源泉徴収義務））関係

（役務の提供の対価が給与等とされる者の受ける契約金）

204-29 法第204条第1項第7号に掲げる契約金には、役務の提供の対価が給与等とされる者が当該役務の提供契約を締結するに際して支払を受ける契約金も含まれる。

法第194条（（給与所得者の扶養控除等申告書））及び第195条（（従たる給与についての扶養控除等申告書））関係

（給与所得者の扶養控除等申告書等の期限後提出）

194・195-1 給与所得者の扶養控除等申告書又は従たる給与についての扶養控除等申告書が所定の期日後に提出された場合には、その提出後最初に支払う給与等から、これらの申告書に記載されたところにより徴収税額を計算する。

法第203条の5（（公的年金等の受給者の扶養親族等申告書））関係

（給与所得者の扶養控除等申告書に係る取扱いの準用）

203の5-1 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（以下この項において「申告書」という。）の記載事項に誤りがあったため徴収不足税額を生じた場合の支払者の措置、申告書の記載事項に誤りがあったことによる徴収不足税額の強制徴収、申告書の期限後提出、申告書に記載する扶養親族等の判定については、194～198 共-1、194～198 共-2、194・195-1 及び194・195-3 の取扱いに準ずる。

法第204条（（源泉徴収義務））関係

（役務の提供の対価が給与等とされる者の受ける契約金）

204-29 法第204条第1項第7号に掲げる契約金には、役務の提供の対価が給与等とされる者が当該役務の提供契約を締結するに際して支払を受ける契約金も含まれる。

(注) 上記の契約金は、雑所得(35-1の9参照)となり、法第2条第1項第24号((定義))に規定する臨時所得に該当する場合があることに留意する。

(廃 止)

(廃 止)

(廃 止)

附 則

(経過的取扱い(1))

この法令解釈通達による改正後の36-4、36・37共-23、45-4、52-18の2及び72-6の取扱いは、平成27年分以後の所得税について適用し、平成26年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(経過的取扱い(2))

この法令解釈通達による改正後の10-28、11-3、35-1、120-6から120-9まで、190-7、194~198共-3、194・195-1及び203の5-1の取扱いは、平成28年分以後の所得税について適用し、平成27年分以前の所得税については、なお従前の例による。

(経過的取扱い(3))

平成28年1月1日前に提出すべき財産債務明細書についてのこの法令解釈通達による改正前の232-1の取扱いは、なお従前の例による。

(注) 上記の契約金は、雑所得(35-1の10参照)となり、法第2条第1項第24号((定義))に規定する臨時所得に該当する場合があることに留意する。

第5編 雑則

法第232条((財産債務明細書の提出))関係

(前年に引き続き有する財産又は債務で一部異動があったものの価額)

232-1 規則第105条第3項第2号((財産債務明細書の記載事項))の規定により、前年分の明細書に記載されたその財産又は債務の価額をもってその年のその財産又は債務の価額とする場合であっても、次に掲げる財産及び債務については、それぞれ次によるものとする。

(1) その年中に一部異動があった財産 次の区分に応じ、それぞれ次による。

イ 災害、取壊し等のために一部滅失した財産 前年分の明細書に記載された価額からその滅失した部分に対応する価額を控除した価額とする。

ロ 増改築その他の手入れにより改良が行われた財産 その改良に要した金額を加算した価額とする。

(2) その年中に一部弁済があった債務 前年分の明細書に記載された金額からその弁済額を控除した現存債務額とする。

(新 設)